

NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～創刊のご案内

テクノロジーの発展により新たなビジネスが誕生し、また、従来型のビジネスもテクノロジーを取り込んで変革を起こすことが求められている中、その流れに既存の法制度・法解釈が追いついておらず、新たな法的問題に直面する場面が増えています。本ニュースレターでは、そのような状況を既存の法分野・業界の枠にとらわれない広い視野で俯瞰し、様々な分野の弁護士が「テクノロジー」を切り口に幅広いトピックについて情報提供を行っていきます。

2020年6月 No.3

宇宙ビジネスの潮流と宇宙二法の概要

弁護士 大久保 涼

弁護士 大島 日向

はじめに

5月30日（米国時間）、米国の企業家イーロン・マスク氏が立ち上げた民間企業 SpaceX のファルコン 9 ロケットとタッチパネルで操作可能な有人ドラゴン宇宙船が、米国人の宇宙飛行士を乗せて国際宇宙ステーションに飛行しました。米国政府が巨額の予算をかけたアポロ計画から 50 年が経過しましたが、その間、宇宙開発に関連するテクノロジーは大きく発展し、また、民間企業の宇宙産業への進出をもたらしました。日本においても、これまで官主導だった宇宙開発は、民間事業者の参入が進んでおり、国内での市場規模は約 1.2 兆円にまで成長しています¹。本ニュースレターでは、このような国内外での宇宙ビジネスの潮流と、宇宙ビジネスの発展に伴い我が国で 2016 年に成立した宇宙二法の概要についてご紹介します。

近時の宇宙ビジネスの潮流

1. 宇宙ビジネスの動き

一口に宇宙ビジネスといっても、その種類は多岐にわたります。伝統的な宇宙ビジネスといえば人工衛星ですが、この分野でも、小型人工衛星を大量に軌道に投入するコンステレーションによってより精度を増したデータや通信網を使った新しいビジネスが実用化されています。また、天体の資源探査、「デブリ」と呼ばれる宇宙ゴミの回収、地球軌道上の宇宙ホテルなども実用化に向けて計画・開発が進んでいます。さらに、サブ・オービタルフライト²等による民間人の宇宙旅行が実現間近な状況です。このように、近年、国内外の宇宙ビジネスは飛躍的に進歩しているといえます。

¹ 経済産業省宇宙産業室内閣府宇宙開発戦略推進事務局「宇宙ビジネスの動向と政府の取組」（平成 30 年 5 月 7 日）：

https://www.chugoku.meti.go.jp/latestnews/pdf/chiikikeizai/180518_1.pdf

² 国交省及び内閣府宇宙開発戦略推進事務局と合同で開催されている「サブオービタル飛行に関する官民協議会」では、サブ・オービタルフライトを「地上から出発し、高度 100km 程度まで上昇後、地上に帰還する飛行」と定義しています。

2. 宇宙産業ビジョン 2030

日本においても、2030年代の宇宙産業の市場規模の拡大に向けて、内閣府宇宙政策委員会により「宇宙産業ビジョン 2030」が公表されています。「宇宙産業ビジョン 2030」では、政府衛星データのオープン&フリー化による衛星データの商業利用の促進を図ることや、ロケットや人工衛星開発等の宇宙機器産業の国際競争力の強化、さらには、内閣府が主催する宇宙ビジネスのコンテストである S-Booster を立ち上げ新規事業のきっかけを作る等、本格的に国内の宇宙産業を発展させようとする動きが見られます。この「宇宙産業ビジョン 2030」はこれまで官主導であった日本の宇宙開発につき、民間の事業者を巻き込んだ宇宙開発を行うための官民共同の萌芽といえます。

3. アルテミス計画

近年は、国際的にも大きな動きがありました。米国航空宇宙局（NASA）は 2019 年に「2024 年までに人類を再び月に着陸させる」というアルテミス計画を発表し、内閣府宇宙政策委員会は、日本もこのアルテミス計画に正式に参加することを決定しました。日本は宇宙飛行士を月面着陸させる上で拠点となる月を周回する国際宇宙ステーション（Gateway）の組み立てや Gateway への燃料・物資の輸送といった局面での活躍が期待されています。

宇宙活動法

1. 制定の背景

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下、「宇宙活動法」といいます。）は、人工衛星の打上げと管理を規律する法律であり、日本国内の宇宙ビジネスの発展に伴い、①宇宙条約に対応した国内法の整備と②国内の事業者に見込み可能性を与えるための制度インフラの構築を目的として制定されました。①について敷衍すると、日本も批准国となっている「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国交活動を律する原則に関する条約」（いわゆる「宇宙条約」）第 6 条では、宇宙空間における自国の非政府団体の活動につき許可の付与及び継続的な監督が義務づけられており、宇宙活動法はこの宇宙条約第 6 条で加盟国に要求される義務に対応して制定された法律です。

2. 法律の概要

宇宙活動法では、大別して、①人工衛星の打上げに関する許可制度、②人工衛星の管理に関する許可制度及び③人工衛星やロケットの落下などで生じる第三者損害の賠償制度を定めます。まず、①人工衛星の打上げに関しては、事前に内閣総理大臣の許可を受ける必要があり、飛行経路周辺の安全確保や宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施に沿うものかといった観点から基準が定められています。②人工衛星の管理に関しては、内閣総理大臣の事前許可が要件となっており、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、宇宙空間の有害な汚染等の防止、再突入における着地点周辺の安全確保等が事前審査の項目となっています。③第三者損害賠償制度との関係では、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴って地上で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ事業者に責任を集中させることとされています。この打上げ事業者に集中させた責任につき、宇宙活動法は、民間の保険への加入によってリスクヘッジすることを義務づけ、一方で、民間の保険加入によってカバーできない損害については政府が補償契約を締結することができるという建付けにしています。

衛星リモセン法

1. 制定の背景

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下、「衛星リモセン法」といいます。）は、

衛星リモートセンシング技術³の発達に伴って、安全保障の観点から衛星データの取り扱いに関する規律を設ける必要性が高まっていたことを背景として、策定された法律です。

2. 法律の概要

衛星リモセン法は、大きく分けて①衛星リモートセンシング装置の使用に関する許可制、②衛星リモートセンシング記録の提供の制限及び③衛星リモートセンシング記録の取り扱いに関する認定制を定めています。まず、いずれの規制との関係でも、対象は、日本国内に所在する操作用無線設備の使用と、これら国内の操作用無線設備を使用して取得した記録のみですので、日本国外に操作用無線設備が存在する場合には衛星リモセン法の適用対象外となります。また、衛星リモートセンシングにおいては、目的や用途によってセンサーを使い分けますが⁴、衛星リモセン法及び内閣府令はセンサーの種類毎に対象物判別精度（分解能）⁵の閾値を設定しており、当該閾値を超えるセンサーを搭載している場合に限って衛星リモセン法の適用対象となります。このように、日本国内に操作用無線設備がある場合で、かつ、センサーの分解能が一定値以上の場合に限って適用される法律であるということがポイントとなります。

当事務所の宇宙プラクティス・グループ

宇宙ビジネスの発展とそれに伴う法律問題の複雑化に対応し、国内外の宇宙産業にワンストップでのリーガルサービスを提供するために、当事務所には本ニュースレター執筆者を含むメンバーにより宇宙プラクティス・グループが発足しています。同グループでは、日頃から、宇宙ビジネスの最新動向や国内外の宇宙法の最新動向について研究を重ねており、宇宙ビジネスに関するリーガルアドバイスや情報発信に役立てております。当事務所で取り扱う宇宙ビジネスに関する案件も、上述の分野を含む広範囲に拡大しつつあり、今後も、先端的な宇宙ビジネスにリーガルサービスを提供する体制を整えて参ります。

おわりに

2040年には宇宙産業の世界における市場規模は100兆円を超えるという予測もなされています。このような潮流の中、日本においても、民間の事業者と政府が共同して宇宙ビジネスを発展させていくこと、そしてそのために必要な法整備や実務の蓄積がなされていくことが期待されます。

2020年6月5日

³ 人工衛星に搭載したセンサーを用いて、地球（地表や海面など）を観測する技術をいう。

⁴ 例えば、光学センサーは太陽光の反射を測るセンサーであり、構造上、カメラと類似していますが、曇っている時や夜間には観測ができないという難点があります。他方、SARセンサー（合成開口レーダーセンサー）は、電波を放射しその地上からの反射を観測するものですので、雲や夜間の影響を受けずに観測することが可能であるという特徴を有します。

⁵ 例えば、対象物判別精度が5mであるということは、極めて簡単にいえば、5m以上の大きさであれば、視覚化した際に区別がつく情報を取得できるという意味です。2020年6月現在の最高峰の対象物判別精度を有する人工衛星としてWorldView4があり、その対象物判別精度は0.3mです。このレベルの分解能のセンサーでは、個々人の判別も可能であり、法的には被撮影者のプライバシー権及び肖像権への配慮や個人情報の保護といった観点からの問題整理も必要となります。

[執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

クロスボーダーの企業買収 (M&A) 取引及びファイナンス取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、宇宙関連に詳しく、特に日米間の宇宙ビジネス関連の取引についての経験が豊富である。2010 年から宇宙航空・研究開発機構 (JAXA) 契約監視委員会委員。

**大島 日向** (弁護士・アソシエイト)

hinata_oshima@noandt.com

M&A、知財関連取引を中心に企業法務全般を取り扱う。宇宙ビジネスに関する知見が豊富であり、国内の宇宙ベンチャー支援も行っている。2018 年より一般財団法人情報法制研究所「衛星データ法制研究タスクフォース」委員、2020 年より一般社団法人日本スペースロー研究会理事。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



藤原 総一郎（弁護士・パートナー）

s_fujiwara@noandt.com

企業買収（M&A）取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、インターネット/IT 関連取引を得意としており、いわゆる Fintech やシェアリング・エコノミー等のテクノロジー関連のアドバイスの経験も豊富である。



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

M&A 取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～の配信登録を希望される場合には、
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。